

| No. | カテゴリー | 対象 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------|-----------------|-------------------------------|--|
| 1 | 1.HP | 補助金申請者 販売事業者 | 蓄電池アグリゲーター、小売電気事業者はどこで確認できるのか | SIIのホームページで確認ができます。 ・蓄電池アグリゲーター https://sii.or.jp/DRchikudenchi05r/aggregator_list.html ・小売電気事業者 https://sii.or.jp/DRchikudenchi05r/retailers_list.html |
| 2 | 1.HP | 補助金申請者 販売事業者 | 小売電気事業者が提供するDRメニューはどこで確認できるのか | SIIのホームページで確認ができます。 ・DRメニュー一覧 https://sii.or.jp/DRchikudenchi05r/drmenu_list.html |
| 3 | 1.HP | 補助金申請者 | 登録されている申請代行者（販売事業者）はどこで確認できるか | SIIのホームページで確認ができます。 ・申請代行者（販売事業者）検索 https://sii.or.jp/DRchikudenchi05r/agency/search |
| 4 | 1.HP | 補助金申請者 販売事業者 | 申請可能な蓄電システム製品一覧はどこで確認できるか | SIIのホームページで確認ができます。 ・蓄電システム製品一覧 https://sii.or.jp/DRchikudenchi05r/batterysystem_list.html |
| 5 | 2.事業内容 | 補助金申請者 販売事業者 | DR補助金について内容を簡潔に知りたい | デマンドレスポンス対応可能な蓄電システムを導入しようとする法人・個人・個人事業主に対し、その蓄電システムを導入するのに必要な費用の一部を補助する制度です。 補助対象となる費用は、公募要領で定められた設備費と工事費です。 |
| 6 | 2.事業内容 | 補助金申請者 販売事業者 | 今年度の補助金額の予算枠はいくらか | 採択は家庭用蓄電システム7.5億円程度、業務産業用蓄電システム1.5億円程度を目安としております。 なお、補助率及び補助上限額は、「1-10. 補助率・補助上限額」をご参照ください。 【参照：1-3. 事業規模】 |
| 7 | 2.事業内容 | 補助金申請者 販売事業者 | DR要請時は電気が使えなくなるのか | 電気が使用できなくなるわけではありません。 家庭用蓄電システムを導入をされた場合は、DR要請ではなく、需給ひっ迫注意報発令時等において蓄電システムの遠隔制御が行われ、蓄電システムに貯めてある電気を優先的に使用するモード等への切り替えが行われたりします。 蓄電池アグリゲーターによって遠隔制御の手法は異なります。 また、再エネ出力制御時のDR実施方法に関しても事業者により異なるため、詳細なDR対応方法や内容は、蓄電池アグリゲーターや小売電気事業者が提供するメニューによって異なるので、販売事業者もしくは蓄電池アグリゲーターや小売電気事業者にお問い合わせください。 |

| No. | カテゴリー | 対象 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------|-----------------|------------------------------|--|
| 8 | 2.事業内容 | 補助金申請者 販売事業者 | 申請代行登録は、販売事業者であれば登録することができるか | 申請代行者として登録できるのは、申請者と蓄電システムの売買契約を結ぶ販売事業者です。 |
| 9 | 2.事業内容 | 補助金申請者 販売事業者 | 補助金は誰に支払われるのか | 補助対象となる蓄電システムを導入し、その費用を負担する者に補助金は支払われます。 |
| 10 | 2.事業内容 | 補助金申請者 販売事業者 | 補助金の交付申請から補助金着金までの流れが知りたい | <p>補助金の交付申請から補助金着金までの流れは、おおまかに以下①～⑩となります。 詳細は公募要領および各種手引き等もご確認ください。</p> <p>①交付申請 ②交付決定 ③補助金支払先口座登録 ④販売事業者との売買・工事請負契約の締結 ⑤設置・工事 ⑥請負契約金の支払い ⑦実績報告書の提出・審査 ⑧補助金の額の確定 ⑨精算払い請求書の提出 ⑩補助金着金</p> |
| 11 | 2.事業内容 | 補助金申請者 販売事業者 | 申請してから交付決定までの期間はどれくらいか | <p>申請内容に不備がないことが前提となりますが、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用蓄電システムの申請：概ね2～4週間程度 ・業務産業用蓄電システムの申請：概ね3～6週間程度 |
| 12 | 2.事業内容 | 補助金申請者 販売事業者 | 交付決定通知書が届かない。 | <p>交付決定日から概ね5営業日程度で申請者へメールにて送信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送信元：DR蓄電池事業担当 <noreply03@sii.or.jp> ・件名：令和5年度補正「家庭用蓄電池等の分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金（家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業）」交付決定のご連絡 <p>迷惑メールとして処理されている場合もありますのでご確認ください。 なお、申請代行者（販売事業者）は申請ポータル承認ステータスにて確認可能です。</p> |
| 13 | 3.補助対象設備 | 補助金申請者 販売事業者 | 家庭用の場合は、どのような蓄電システムが対象か | <p>SIIのホームページで確認ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム製品一覧 https://sii.or.jp/DRchikudenchi05r/batterysystem_list.html <p>SIIに登録されている蓄電池アグリゲーター、小売電気事業者が自社のDRに活用可能な蓄電システムをSIIに申請し、認められたものを順次公開しております。 蓄電池アグリゲーター、小売電気事業者ごとに対象となる蓄電システムは異なりますのでご注意ください。</p> |

| No. | カテゴリー | 対象 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------|-----------------|-----------------------------|--|
| 14 | 3.補助対象設備 | 補助金申請者 販売事業者 | 本事業の一覧に登録されていない蓄電システムを導入したい | 登録されていない蓄電システムでは申請できません。 但し、今後申請可能となる蓄電システムが増える場合もございます。 登録されるまで待ついただくことも可能ですが、申請したい製品の登録予定がない場合もある為、 (販売事業者を通して)蓄電池アグリゲーター又は小売電気事業者にご相談ください。 |
| 15 | 3.補助対象設備 | 蓄電システムメーカー | SIIに新たに蓄電システムの製品登録をしたい | 本事業では蓄電システム製品登録を行っておりません。 ZEH事業にて登録を行っておりますので、ZEH事業にお問い合わせください。 ・ZEH補助金事業 https://zehweb.jp/ |
| 16 | 3.補助対象設備 | 補助金申請者 販売事業者 | 太陽光発電設備は補助対象となるか | 太陽光発電設備は補助対象外です。 |
| 17 | 3.補助対象設備 | 補助金申請者 販売事業者 | 補助金がもらえるのは蓄電システムのみか | はい。蓄電システムを新規導入するのに必要な費用で、公募要領で定められた設備費工事費が補助対象となります。 |
| 18 | 3.補助対象設備 | 補助金申請者 | HEMSの導入は必須か | DR対応をするために必要不可欠である場合とそうではない場合がありますので、 詳しくは、販売事業者または蓄電池アグリゲーターや小売電気事業者にお問い合わせください。 なお、問い合わせの結果必須の場合においても、補助金の対象ではありません。 |
| 19 | 4.目標価格 | 補助金申請者 販売事業者 | 目標価格とはなにか | 導入する蓄電システムの購入価格とその工事費の合計額（税抜）に対し、上限を設けています。 その上限額が目標価格です。 目標価格を上回る場合は補助対象外となります。 |
| 20 | 4.目標価格 | 補助金申請者 販売事業者 | 目標価格は、税込みか税抜きか | 目標価格は税抜金額です。 なお、「補助金の計算ツール」をHPに掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。 ・補助金の計算ツール https://sii.or.jp/DRchikudenchi05r/batterysystem_list.html |

| No. | カテゴリー | 対象 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------|-----------------|----------------------------------|---|
| 21 | 5.補助金額 | 補助金申請者 販売事業者 | 補助金はいくらもらえるか | <p>導入されたい蓄電システムによって補助金額が異なります。 補助金額の考え方については、公募要領P13をご確認ください。</p> <p>①補助金基準額から算出した金額 ②補助対象の設備費と工事費の合計金額×補助率 ③補助金上限額 上記3つのうち一番低い金額が補助金額となります。</p> <p>※HPに「補助金計算ツール」を掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。 ・補助金の計算ツール https://sii.or.jp/DRchikudenchi05r/batterysystem_list.html</p> |
| 22 | 6.申請 | 補助金申請者 販売事業者 | 個人（法人）で申請できるか | <p>公募要領P8 1-6に記載の条件を満たすのであれば、個人・法人・個人事業主のどなたでも申請可能です。 ただし、需要家の方から、直接の申請は受け付けておりません。 申請される場合は、申請代行者による申請代行が必要となります。</p> <p>なお、小売型の申請であって、業務産業用蓄電システムを導入する場合のみ、需要家自らご申請いただく必要があります。</p> |
| 23 | 6.申請 | 補助金申請者 | 蓄電システムを設置する地域によって申請できないということはあるか | <p>蓄電池アグリゲーターによって申請できない場合があります。 設置を予定している場所が、対応可能か否かについては販売事業者にお問い合わせください。</p> |
| 24 | 6.申請 | 補助金申請者 販売事業者 | 引っ越し先に設置予定だが、引っ越し前でも申請は可能か | <p>事業完了最終期限日（2025年1月15日）までに引き渡しされていて、 設備の設置・その代金の支払い・蓄電システムの通電が完了するのであれば可能です。</p> |
| 25 | 6.申請 | 補助金申請者 販売事業者 | 太陽光設備を設置している場合でも申請できるか | <p>申請可能です。 太陽光発電設備の有無（既設または設置する予定）は問いません。</p> |
| 26 | 6.申請 | 販売事業者 | 販売事業者に登録されたが、その後はどのように申請したらよいか | <p>申請ポータル内に掲載している、「交付申請の手引き_申請代行者向け」を参照してください。</p> |
| 27 | 6.申請 | 補助金申請者 販売事業者 | 交付決定はいつなのか、審査の状況を知りたい | <p>申請に関する審査状況についてはお答えできません。</p> |
| 28 | 6.申請 | 販売事業者 | 申請者住所と蓄電システムの設置場所住所が異なっても問題ないか | <p>申請者様の事情で異なっていることや、引っ越し先に設置予定のケースもあるかと思えます。 必ずしも一致している必要はありません。</p> |
| 29 | 6.申請 | 補助金申請者 販売事業者 | 設備設置承諾書が必要なのはどういった場合か | <p>設備設置承諾書が必要となるのは主に以下の二通りです。 ①蓄電システムを設置する建屋（家屋やビル等）の所有者と補助金申請者が異なる場合 ②電力契約者と補助金申請者が異なる場合 ※いずれも夫婦間であれば提出不要</p> <p>設備設置承諾書は、申請ポータルに掲載されておりますので、そちらからダウンロードして使用してください。</p> |

| No. | カテゴリー | 対象 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------|-----------------|--------------------------------------|--|
| 30 | 6.申請 | 補助金申請者 | 家庭用蓄電システムの申請方法を知りたい | 申請者自ら申請するのではなく、SIIに登録された申請代行者を通じて申請していただけます。 詳しくはHPに掲載しております「交付申請の手引き（家庭用蓄電システム申請者向け）」をダウンロードのうえ参照ください。 |
| 31 | 6.申請 | 販売事業者 | 販売事業者が申請代行を行う流れを知りたい | 申請代行業務を実施するには「申請代行者登録」が必要です。 申請代行者登録については、公募要領P.28「4-2 申請代行者登録」をご確認ください。 申請代行者登録が完了しましたら、公募要領P.29「4-3 申請代行者の役割」等をご確認のうえ、 申請代行業務を実施してください。 |
| 32 | 6.申請 | 補助金申請者 | 家庭用蓄電システムを導入したい場合、どのようにして販売事業者を選ばよいか | HPに掲載されている販売事業者一覧掲載の事業者に申請代行依頼をしてください。 すでに申請者が相談されている販売事業者がいるのであれば、その販売事業者が蓄電池アグリゲーター／小売電気事業者と繋がって申請代行者登録をしていただくようお願いください。 ただし、申請代行者登録をしていただけるかは、販売事業者によって異なります。 なお、販売事業者を選ぶ際は、1社ではなく複数社から話を聞き、見積りを取得して比較検討いただくことを推奨しております。 HPに公開している【交付申請の手引き（家庭用蓄電システム補助金申請者向け）】P.7「（2）申請代行者の選定」の記載内容も併せてご確認ください。 ・交付申請の手引き（家庭用蓄電システム補助金申請者向け） https://sii.or.jp/DRchikudenchi05r/public.html |
| 33 | 6.申請 | 補助金申請者 販売事業者 | 業務用と家庭用はどのように判断するのか | 考え方として、以下を参考にしてください。 ■家庭用 パッケージ型番として本事業に登録されている蓄電システムを導入される場合です。 ■業務産業用 高圧以上の需要側に設置され、蓄電容量が20kWhを超える蓄電システムを導入される場合です。 なお、要件の詳細については、公募要領P.9～10をご確認ください。 |
| 34 | 6.申請 | 補助金申請者 販売事業者 | パッケージ型番の中の一部製品のみで申請できるか | 申請できません。 本事業は補助対象となる蓄電システムのパッケージ型番一式を新規で導入する際に補助を行っている事業となります。 導入されたい蓄電システムのパッケージに含まれる設備の一部をすでに所持されているため、 その設備を導入しないとなった場合は補助対象外となります。 |
| 35 | 7.proost | 補助金申請者 販売事業者 | proostとは何か | オンライン本人認証システムです。 個人にて補助金申請を希望するご本人様の実在確認およびメールアドレスの認証を行います。 詳細は以下よりご確認ください。 ・proost情報サイト https://proost.io/ |

| No. | カテゴリー | 対象 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------|-----------------|--|--|
| 36 | 7.proost | 補助金申請者 販売事業者 | proostに登録するためには、何が必要か | 登録するご本人様がスマートフォンを所有している必要があります。 また、登録時には運転免許証、マイナンバーカード、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書のいずれか1点が必要です。 詳細は以下よりご確認ください。 ・proost情報サイト https://proost.io/ |
| 37 | 7.proost | 補助金申請者 販売事業者 | proost新規登録後、どのくらいで登録完了できるか | ①「受付完了のお知らせ」のメールが送付されてから、1、2営業日程度でproostからご登録のメールアドレスに、 ②「お手続き完了のご連絡」と題したメールが送付されます。 このメールを受信した時点で初めて登録完了となり、補助金申請が可能となります。 ※新規登録から登録完了までの間にメールが2通届きます。（不備の無い場合） ①新規登録申請時 「受付完了のお知らせ」と題したメールが送付されます。 ②登録完了時 「お手続き完了のご連絡」と題したメールが送付されます。 HPに掲載している「交付申請の手引き-家庭用蓄電システム補助金申請者向け-JP20にも例を記載しておりますので併せてご確認ください。 |
| 38 | 8.ポータル | 販売事業者 | ポータルアカウント発行の通知が来ない | 蓄電池アグリゲーター又は小売電気事業者から申請代行登録依頼をされているため、蓄電池アグリゲーター又は小売電気事業者にご確認ください。 |
| 39 | 8.ポータル | 販売事業者 | ポータルアカウント発行の連絡が来るメールアドレスを知りたい | アカウント発行の連絡については「noreply@salesforce.com」より送信しております。 迷惑メール等で受信制限をしている場合は、ドメイン許可等を行ってください。 |
| 40 | 9.契約 | 申請条件 | 交付決定前に蓄電システムの契約をすることは可能か | 不可となります。 交付決定前に、「補助対象設備（工事）の売買（請負）契約」を行ったものは対象外です。 |
| 41 | 9.契約 | 補助金申請者 販売事業者 | 交付決定前に、蓄電池アグリゲーターとのDR契約や、小売電気事業者とDRメニューの契約締結を行ってもよいか | アグリ型のDR契約は、特段の理由がない場合蓄電システム売買契約後をお願いしております。 小売型のDRメニューは原則申請前に事前に参加している必要があります。 |
| 42 | 9.契約 | 補助金申請者 販売事業者 | 交付決定前に個別クレジットの契約をしてもよいか | 公募要領P1の⑤及びP37 6-4.補助事業の開始についてに記載の通り、発注・契約は交付決定日以降に行う必要があります。 個別クレジット契約も同様に、交付決定後に行ってください。 なお、与信確認については交付決定前に実施いただいても問題ありません。 |

| No. | カテゴリー | 対象 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------|-------------------------------|-----------------------------------|---|
| 43 | 9.契約 | 補助金申請者 販売事業者 | 太陽光と蓄電システムの工事を同時に行う場合、一緒に契約にしてよいか | <p>太陽光と蓄電システムの工事を同時に行い、同時に完了するのであれば一緒に契約でも問題はありません。 なお太陽光発電設備に係る補助対象外経費と本事業で対象となる設備の補助対象経費は必ず切り分けて記載をお願いいたします。</p> <p>※公募要領P.37 6-4.補助事業の開始についてに記載がございます通り、補助対象外部分の工事等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようする必要があります。 補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがあるのでご注意ください。</p> <p>ただし、工事完了時期が異なり、補助事業完了要件を満たさない恐れが少しでもある場合は、別々の契約とすることを推奨します。 また、別々に契約したほうが、審査がスムーズに進むのも事実です。これから契約締結されるのであれば別々の契約をご検討ください。</p> |
| 44 | 10.変更手続き | 補助金申請者 販売事業者 | 転居したので住所を変更したい | <p>■補助金申請者 proostマイページより住所変更のお手続きをしてください。実在証明書類も必要になりますのでご準備ください。</p> <p>■販売事業者 proostでの変更が完了後、変更届に必要な事項を記載し、SIIへメールにて提出してください。</p> <p>変更届は、申請ポータルに掲載されておりますので、そちらからダウンロードして使用してください。</p> |
| 45 | 10.変更手続き | 補助金申請者 販売事業者 | 本人確認書類の更新を行ったが必要な手続きはあるか | proostマイページより、新しい本人確認書類のご登録をお願いします。 |
| 46 | 11.支払い | 補助金申請者 販売事業者 | 代金の支払いの名義は申請者と一致している必要はあるか | 一致している必要があります。必ず申請者本人名義にて支払いをしてください。 |
| 47 | 11.支払い | 補助金申請者 販売事業者 | クレジットカードやコード決済での支払いは可能か | <p>クレジットカードやコード決済からのアプリ払いは認められておりません。 一部ポイント払い等も不可です。</p> <p>認められているのは、銀行振込または個別クレジットの二通りです。 詳細は公募要領P.38「6-7.補助事業の完了について」をご確認ください。</p> |
| 48 | 11.支払い | 補助金申請者 販売事業者 | 領収書でも支払証明として認められるか | <p>現金を直接申請代行者に支払方法は認めておりません。 支払は金融機関を通じての支払い（振込）で行ってください。 また領収書は支払証明書類として認められません。 販売事業者は、認められる支払証憑等については「補助事業実施の手引き」のP.15以降を参照ください。</p> |
| 49 | 12.その他 | 補助金申請者 販売事業者 蓄電池アグリゲーター | 家庭用蓄電システムの処分制限期間を知りたい | 家庭用の場合は、原則6年です。 |

| No. | カテゴリー | 対象 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------|----------------------|----------------------------|--|
| 50 | 12.その他 | 補助金申請者 蓄電池アグリゲーター | 業務産業用蓄電システムの処分制限期間を知りたい | <p>公募要領P39 6-10.取得財産等の管理等について に記載の通り、処分制限期間とは導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいいます。財産の管理上、その省令の設備の中のどれに該当するかで、耐用年数は変わりますので、当団体より一律に何年とはご回答いたしかねます。</p> <p>業務産業用蓄電システムを導入される側にて法令に則りご検討ください。</p> |
| 51 | 12.その他 | 補助金申請者 販売事業者 | DR補助金は他の国庫補助金との併用ができるか | <p>国庫補助金を財源としている補助金との併用はできません。 ただし、財源が同じ国庫の場合でも補助対象設備異なる場合は、それぞれの補助事業へのご申請は可能かと存じます。</p> <p>なお、仮に複数の補助金を併用する場合、事業の要件はどちらかを満たしていただければいいということではなく、それぞれの事業の要件を満たしている必要がございます。</p> |
| 52 | 12.その他 | 補助金申請者 販売事業者 | DR補助金は各地方公共団体の補助金との併用ができるか | <p>各地方公共団体の助成金等との併用は可能です。 併用される前に念のため、併用しようとしている各地方公共団体の助成金窓口にお問い合わせください。</p> <p>なお、仮に複数の補助金を併用する場合、事業の要件はどちらかを満たしていただければいいということではなく、それぞれの事業の要件を満たしている必要がございます。</p> |